五十四　平成二十二年総務省告示第二百九十四号（電波法等の規定により伝搬障害防止区域を指定する件）の一部を次のように改正する。

第一項の表六三の項を次のように改める。

63	削除

第一項の表六五の項から六七の項までを次のように改める。

65	削除
66	削除
67	削除

第一項の表六九の項及び七〇の項を次のように改める。

69	削除
70	削除

第一項の表七三の項を次のように改める。

73	削除

第一項の表八八の項を次のように改める。

88	削除

第一項の表九四の項から九六の項までを次のように改める。

94	削除
95	削除
96	削除

第二項の表七の項を次のように改める。

7	削除

五十五　平成二十三年総務省告示第八号（電波法等の規定により伝搬障害防止区域を指定する件）の一部を次のように改正する。

第一項の表三一の項を次のように改める。

31	削除

五十六　平成二十三年総務省告示第九十三号（電波法等の規定により伝搬障害防止区域を指定する件）の一部を次のように改正する。

第一項の表二三の項を次のように改める。

23	削除

第四項の表一四四の項を次のように改める。

144	(1)　徳島県美馬市美馬町字入倉813―4（1063.70）	北緯34度06分35秒東経134度02分30秒の地点と北緯34度11分18秒東経133度56分29秒の地点を結ぶ直線を中心線として、その両側それぞれ50メートル以内の区域
	(2)　香川県綾歌郡綾川町西分481―1（517.00）	

五十七　平成二十三年総務省告示第二百十二号（電波法等の規定により伝搬障害防止区域を指定する件）の一部を次のように改正する。

第四項の表七の項中「(118.00)」を「(108.00)」に、「(82.00)」を「(72.00)」に改める。

農林水産省
経済産業省
環境省告示第六号

容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律（平成七年法律第百十二号）第十八条第一項の規定に基づき自主回収の認定をしたので、同条第二項の規定に基づき、当該認定を受けた特定容器利用事業者の名称及び住所並びにその回収する特定容器の種類、量及びその回収の方法を次のとおり公示する。

平成二十四年十一月一日

農林水産大臣　郡司　彰
経済産業大臣　枝野　幸男
環境大臣　長浜　博行

一　名称　ホッピービバレッジ株式会社
二　住所　東京都港区赤坂二丁目十五番十二号
三　回収する特定容器の種類及び量

回収する特定容器の種類					回収量（年間）	
素材	色	容量	重量	用途	形状	
ガラス	茶色	二一〇ミリリットル	二九五グラム	清涼飲料用	図第一のとおり	七、一〇〇、六八九キログラム
ガラス	茶色	三六〇ミリリットル	三二五グラム	清涼飲料用	図第二のとおり	七、一〇〇、六八九キログラム

四　回収の方法

当該者が、卸売業者等に委託して回収する。回収を委託された卸売業者等は、小売業者等が消費者等から回収した当該特定容器を取りまとめて、当該者に引き渡す。

一　名称　雪印メグミルク株式会社
二　住所　東京都新宿区本塩町十三番地
三　回収する特定容器の種類及び量

回収する特定容器の種類					回収量（年間）	
素材	色	容量	重量	用途	形状	
プラスチック	無色	一	三・四グラム	ガラス瓶用のキャップ	図第三のとおり	三三三、九四五キログラム
プラスチック	無色	一	三・五三グラム	ガラス瓶用のキャップ	図第四のとおり	二六九、五八一キログラム
プラスチック	無色	一	四・二グラム	ガラス瓶用のキャップ	図第五のとおり	六五四キログラム